

別記「総合評価落札方式に関する事項」

本件業務委託における総合評価落札方式の評価方法については、次のとおりです。

1 評価値の算出方法

入札参加者が提出した技術資料に基づき、2の項目を評価して加算点を計算します。

評価値は①式で計算します。

評価値＝加算点＋入札価格評価

加 算 点：2（1）から（4）による

入 札 価 格 評 価：（1－入札価格／予定価格）×200

2 評価項目と評価基準

（1）企業の提案に関する事項（配点500点）

評価項目	評価基準	加算点
技術提案項目	提案書記載項目一覧（別紙1）のとおりに	500点

（2）ヒアリングに関する事項（配点200点）

評価項目	評価基準	加算点
プレゼンテーションによる評価	プレゼンテーション項目（別紙2）のとおりに	200点

（3）企業の技術力に関する事項（配点50点）

評価項目	評価基準	加算点
①国等における同種業務におけるの導入実績（過去10年間：平成27年4月1日から入札参加申込書兼技術資料を提出する前日までに完了・引渡したもの） ※1	9件以上の実績あり	25点
	5～8件の実績あり	15点
	1～4件の実績あり	7.5点
	実績なし	0点
②品質マネジメントシステム（ISO9001）及び環境マネジメントシステム（ISO14001）認証取得の有無 ※2	何れも取得	25点
	何れか一方取得	12.5点
	取得なし	0点

注意事項（各欄の記入に際しては各評価欄の注意事項を参照すること。）

※1、※2について

評価項目①から②について、共同企業体で受注したものである場合及びこの入札の参加者が共同企業体である場合の取扱い、末尾に掲げる別表のとおりとします。

企業の合併・統合・再編による過去の実績も評価しますが、契約時が愛知県内の営業所の実績を対象とします。

※1について

ア 国等とは、国及び地方公共団体又は特殊法人等を示す（「特殊法人等」に該当する機関については、（別紙3）を参照。）。

イ 同種業務とは、水道、工業用水道若しくは下水道事業の管路に関わるクラウドシステムを活用した地理情報システム（GIS）を完了・引渡した業務です。

ウ この入札に参加する営業所の導入実績だけでなく、他の営業所の導入実績も対象とします。また、施工実績には愛知県外の実績も含まれます。

エ 契約関係を証明できる資料の提出ができる実績に限ります。

※2について

この入札に参加する営業所が認証されていること。

(4) 配置予定技術者の能力に関する事項（配点50点）

評価項目	評価基準	加算点
①過去10年間に国等が発注した同種業務において主任技術者など業務全般を指揮する立場で従事した実績（過去10年間：平成27年4月1日から入札参加申込書兼技術資料を提出する前日までに完了・引渡したもの） ※1	3件以上の実績あり	50点
	2件の実績あり	30点
	1件の実績あり	15点
	実績なし	0点

注意事項（各欄の記入に際しては各評価欄の注意事項を参照すること。）

※1について

- ア 国等とは、国及び地方公共団体又は特殊法人等を示す（「特殊法人等」に該当する機関については、（別紙3）を参照。）。
- イ 同種業務とは、水道、工業用水道若しくは下水道事業の管路に関わるクラウドシステムを活用した地理情報システム（GIS）を完了・引渡した業務です。
- ウ 本件業務に配置予定の技術者の実績について記入すること。入札参加申込の時点で特定することができない場合は、配置予定者のすべての候補の中から、評価基準が最も低い候補者で申込してください。
- エ 評価項目①について、共同企業体で受注したものである場合及びこの入札の参加者が共同企業体である場合の取扱いは、末尾に掲げる別表のとおりとします。
- オ 同種業務において主任技術者など業務全般を指揮する立場で従事した実績を評価する。なお、業務の途中で交代があった場合は、工期の半分以上かつ完了時まで従事した経験を認めます。
- カ 従事したことを証明できる資料の提出ができる実績に限ります。

(5) プレゼンテーションについて

別紙4「プレゼンテーション実施概要」のとおり。

(6) 評価項目の審査

加算点は、(1)から(4)の評価項目について各評価基準により審査して算出します。

(3) 及び (4) の評価項目の事後審査で、入札参加者が技術資料（加算点申告表）で申告した加算点（以下、「申告した加算点」という。）と事後審査に係る書類で提出された技術資料との整合を確認します。

申告した加算点と事後審査に係る書類で提出された技術資料と記載内容が異なっていた場合、事後審査に係る書類で提出された技術資料の記述内容が事実と違っていた場合や記載漏れの場合でも再提出は認められませんが、コピーミス等による場合や、県のデータとの不整合が認められた場合には、追加で確認資料の提出を求めることがあります。なお、申告した加算点の記載がない場合は加算点を0点とみなします。

また、申告した加算点が、発注者が審査書類を確認した結果の加算点（以下、「審査した加算点」という。）より過大となる評価項目がある場合は、ペナルティーとしてその評価項目について、審査した加算点から減点を行います。減点（減じる点数）は下記の計算式のとおりです。ただし、申告した加算点が、審査した加算点より過小となる評価項目がある場合は、その評価項目の加算点の見直しは行いません。

減点＝入札参加者が申告した加算点－審査した加算点

技術資料（加算点申告表）と事後審査に係る書類で提出された技術資料の採点判断表

	事後審査に係る書類で提出された技術資料の審査結果		
	申告した加算点が審査した加算点より過大の場合	申告した加算点が審査した加算点と整合する場合	申告した加算点が審査した加算点より過少の場合
技術資料（加算点申告表）加算点集計結果欄	審査した加算点－減点	申告した加算点採用	申告した加算点採用

3 技術評価点の値に疑問のある者は、その理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、落札者決定通知を受信した日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日は除く。）以内にその旨を記した書面を郵送、電子メール又は持参により提出してください。

理由は、説明を求められた日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日は除く。）以内に書面で回答します。

提出先

（1）提出場所

公告3（1）ア（イ）に同じ。

（2）受付時間

日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで（なお、持参する場合は、正午から午後1時までを除く。）。

【別紙1】 提案書記載項目一覧

《提案書評価基準》

評価の判断基準	倍率	評価
創意・工夫があり、特に効果的な内容である。（優れている）	1.0	A
平均的な内容である。（普通）	0.6	B
項目は記述されているが、内容が乏しい。（やや劣る）	0.3	C
項目が記述されていないか、または不適切な記述内容である（悪い）	0.0	D

評価項目		提案書記載事項	配点
導入システム	調達仕様書適合	○提案するシステム全般の考え方、特徴及びアピールポイントを記載する。 ○本業務における構築及び保守運営に係るスケジュールを工種ごとに明確に記載する。 ○クライアントPC仕様については調達仕様書以外に対応しているOS等があれば記載すること。 ○提案するシステムによって実現できる機能について、特徴などを踏まえて具体的に記載する。	100
	稼働実績	○提案するシステムについて、過去10年以内に稼働している実績（契約書等で履行を確認できるもの）を記載する。 ○実績記入に当たっては、事業体名称、事業種別（水道、工業用水道、下水道）、稼働時期を記載する。	50
	データ容量	○提案するシステムについて、想定しているデータ容量（システム及び添付ファイル等総容量）を記載する。 ○データ容量のうち、水管橋、弁室等の点検・修繕履歴管理情報として想定しているデータ容量を記載する。 ○データ容量が今回想定している容量で不足した場合、容量拡張の可否を記載する。 ○また、追加容量拡張にあたりその追加費用の取り扱いを記載する。	50
点検修繕記録機能	点検修繕記録機能	○水管橋、弁室等の点検・修繕履歴管理情報の入力、取込及び閲覧方法を具体的に記載する。 ○水管橋、弁室等の点検・修繕履歴管理情報の帳票等の出力出来る内容を記載する。 ○点検修繕記録等で、有益な機能提案等があれば具体的に記載する。	50
事故災害時機能	災害時等有用な機能	○事故等の情報を取り込む方法を具体的に記載する。 ○事故情報等を帳票等に出力できる機能を有している場合は内容を記載する。 ○事故時や災害等発生時に、有益な機能提案等があれば具体的に記載する。	50
セキュリティ対策	データセンター	○データセンターのセキュリティ対策を具体的に記載する。 ○データセンターが取得している各種認証等を記載する。	50
	バックアップ体制	○データのバックアップ体制、バックアップの頻度を記載する。 ○データバックアップやリカバリの手法等を定めている場合には、簡潔に記載する。	50
運用保守サポート	研修体制	○システム利用者への研修について、実施予定内容を記載する。 ○研修の頻度を想定している場合には、記載する。	50
	運用保守サポート	○運用保守サポートの考え方について記載する。 ○想定しているシステム稼働率や障害発生時の対応などを記載する。	50

【別紙2】 プレゼンテーション項目

《評価基準》

評価の判断基準	倍率	評価
期待を大きく上回る利点がある。	1.0	A
期待を上回る利点がある。	0.8	B
期待どおり。	0.6	C
期待を下回る。	0.3	D
機能を満たしていないか、または不適切な内容である。	0.0	E

評価項目	評価の視点	配点
機能性	○提案書に記載された機能をプレゼンテーションする。 ○提案書の機能要件一覧表に記載された項目のうち、県担当者から指示された任意の項目について説明する。 ○ア) 管路、弁室等のデータ表示、イ) 点検修繕記録等の入力及び表示、ウ) 帳票出力、について説明する。 ○提案するシステムによって実現できる機能について、特徴などを踏まえて具体的に説明する。	100
操作性及び視認性	○提案するシステムについて、操作性及び視認性を確認できるデモ機能があれば確認する。 ○デモ機能において、①レイヤーの切替、②管路・弁室等の検索機能、③帳票出力機能、が可能であれば確認する。	50
新たな技術提案	○機能要件一覧（システム要件、業務機能要件）に記載した項目を確認する。 ○提案するシステムによって実現できる機能について、有益性を確認する。	50

【別紙 3】

「特殊法人等」に該当する公共業務発注機関

本公告における「特殊法人等」とは、下記に掲げるものに限りです。

- 1 国、県と同等の発注機関として認める「特殊法人等」
 - (1) 公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律第 2 条に規定されている「特殊法人等」
 - (2) 組織に県が加わっている特別地方公共団体（一部事務組合）
 - (例) ・名古屋港管理組合（愛知県、名古屋市）
 - ・愛知県競馬組合（愛知県、名古屋市、豊明市）
 - (3) 地方公社
 - ① 地方道路公社法に基づく道路公社
 - (例) ・愛知県道路公社（「愛知道路コンセッション株式会社」との間で建設マネジメント契約を締結したコンストラクションマネージャー（前田建設工業株式会社中部支店）を含む）
 - ・名古屋高速道路公社
 - ② 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設立した「土地開発公社」
 - ③ 地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」
 - (4) 認可（指定）法人
公共（益）施設を設置又は整備する機関で、個別の法律により国の認可、指定等を受けた法人
 - (例) ・日本下水道事業団（日本下水道事業団法）
 - ・中部国際空港株式会社（中部国際空港の設置及び管理に関する法律）
- 2 市町村と同等の発注機関として認める「特殊法人等」
 - (1) 市町村が設立した特別地方公共団体（一部事務組合）
 - (例) ・△△環境管理組合
 - (2) 個別の法律により市町村が設立した法人
 - (例) ・〇〇市土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律）
 - ・〇〇市住宅供給公社（地方住宅供給公社法）
- 3 上記 1 及び 2 以外の法人で、これらと同等の発注機関として認める法人

* 注意事項

- 1 特殊法人等の改革により、国関連の法人の名称、組織等が変更しているので注意すること。
- 2 旅客鉄道株式会社各社は、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律施行令第 1 条に規定がないため該当しません。
- 3 自治体が出資している法人（いわゆる第 3 セクター等）であっても、個別の法令により「公共工事」を発注することが認められる法人に限られます。

クラウド型管路情報システム構築及び運用保守業務委託

プレゼンテーション実施概要

令和 7 年 7 月 1 日発行愛知県公報第 618 号公告の「クラウド型管路情報システム構築及び運用保守業務委託」に係る総合評価落札方式による一般競争入札について、入札説明書に基づき、落札者決定に向けた提案書評価のためのプレゼンテーション（以下、「プレゼン」という。）を実施します。

なお、プレゼンの実施にあたっては、入札説明書に基づいて令和 7 年 7 月 22 日（火）までに入札参加申込書兼技術資料及び提案書が提出されていることが前提になります。

1 会場

愛知県自治センター 11 階（名古屋市中区三の丸三丁目 1－2） 会議室

2 出席者

提案者：提案者は 6 名以内としてください。

県：補助評価委員（3 名）及び監督員予定者

3 当日スケジュール

順次提案者によるプレゼンを実施します。提案者は、県から事前に通知した時間に会場に集合してください。プレゼンは、30 分間（実施準備を含む）実施の後、10 分間の質疑応答を予定しています。また、プレゼンの質疑応答後、補助評価委員によるシステム操作を 10 分間程度実施します。

4 当日利用する機材

スクリーン、プロジェクタ（EPSON EB-W06）、大型ディスプレイ（アイ・オー・データ機器 LCD-U651DX）、HDMI ケーブル、OA タップは県で用意します。それ以外に必要な機材（ノートパソコン等）は提案者にて用意してください。

5 当日の主な流れ及び注意事項

- （1）資料及び口頭で社名を述べることは禁止します。
- （2）会場に入室後、速やかに準備を行い、整い次第開始を宣言し、実施してください。
- （3）終了時間になってもプレゼンが終了していない場合には、口頭の説明の区切り（長くとも数十秒程度）において事務局が終了を宣言し、質疑応答へと移ります。
- （4）プレゼン実施中の長時間の停電、災害、県側で用意する機材の不具合等の不足の事態により続行が不可能な場合には、評価するうえで必要となるため再度機会を設けることとします。た

だし、多少の程度であれば（庁内放送や街頭車等で一時的に説明が聞き取りにくい、2～3分程度の停電や機材の不具合等）そのまま続行することとします。（当日は事務局の指示に従ってください。）

- （5）提案者側の問題により実施できない場合（遅刻、説明資料のファイルや持ち込んだ機材のトラブル等）については、再度のプレゼンの機会はありません。
- （6）プレゼン終了後に質疑応答に移りますが、補助評価委員からの質問についてはその場ですべて答えるようにしてください。そのため、社内権限の問題で回答ができないことがないよう、会場には提案内容に関して決定権を持つ方が同席してください。なお、当日の回答内容についても評価の対象となります。
- （7）提案書の内容だけでなく、プレゼンにおいての説明及び質疑応答で回答した内容は、本入札に係る提案事項の一部とみなすため、落札にあたってはその内容についての実施を必須条件とします。
- （8）提案書の差し替えや変更は認めません。ただし、提案書と同内容の説明資料の利用は可能とします。
- （9）以下の主要な機能について、提案する管路情報システムにおいてプレゼンを実施してください。なお、製品仕様イメージの把握が可能となるよう、実際の業務を想定し、どのようなユーザが、どのような目的で何をしようとしているのかを明示したうえで実施してください。必要に応じて、プレゼンの想定を示した資料を用意することは差し支えありませんが、当該資料は審査の対象としません。
 - ア）管路、弁室等のデータ表示
 - イ）点検修繕記録等の入力及び表示
 - ウ）帳票出力
- （10）提案書における機能要件一覧（様式2）の項目について、任意の項目を当日指定するので、その項目についてプレゼンを実施してください。その際、県が求める機能要件を満たしていないと判断した場合は「○」から「×」へ修正したものとして評価します。
- （11）質疑応答後、補助評価委員が実際に操作し、操作性を確認します。
- （12）プレゼン終了後は、速やかに片付け等を行い、事務局の指示に従って退室してください。

6 評価方法について

- （1）「機能性」「操作性及び視認性」「新たな技術提案」について、各項目で評価、採点し、合計点は200点とします。
- （2）提案書に記載された内容の確認等についてヒアリングを行います。
- （3）ヒアリングの評価は各補助評価委員の平均を採用します。

7 その他

- （1）プレゼン当日の服装については特に指定しませんが、社名等が判別できる文字やロゴの入った服装はご遠慮ください。

- (2) 会場である愛知県自治センターには駐車場がありますが、数に限りがあります。但し、荷物の搬出・搬入のためのスペースがあるため、駐車場が満車であってもプレゼンに必要な荷物の積み降ろしは可能です。
- (3) 当日の営業活動及び打合せは控えてください。
- (4) 災害等の状況により、プレゼンの開催が難しいと事前に考えられるときには事務局から別途通知します。

共同企業体での入札参加、及び共同企業体で行った過去の実績等に関する取扱い（単体及び経常建設共同企業体での入札）

今回入札	過去実績	入札参加資格		総合評価項目									
		企業施工実績	配置予定技術者施工実績	企業施工実績	企業工事成績	優良工事表彰	中長期的な担い手確保・国家資格等の取得者	ISO9001	I C T活用工事	配置予定技術者の施工実績・工事成績	営業所・応急復旧工事等・防災協定等・女性の活躍促進・安全なまちづくり	ISO14001	休み方改革への取組実績
単体	単体	該当工事全部を認める	該当工事全部を認める	県内の営業所実績（県外工事も該当）を認める	工事全部を対象とする	県内の営業所実績を認める	県内に主たる営業所がある営業所を対象とする	参加する営業所を対象とする	制限なし	元請工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者や現場代理人としての実績を認める。ただし施工実績及び工事成績は同一人のものとする	制限なし	参加する営業所を対象とする	制限なし
	経常JV	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の取り扱いとして対象とする		実績として認めない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	元請工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者や現場代理人としての実績を認める。ただし施工実績及び工事成績は同一人のものとする	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない
	特定JV	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする		出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	実績として認めない	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	元請工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者や現場代理人としての実績を認める。ただし施工実績及び工事成績は同一人のものとする	実績として認めない	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める
経常JV	単体	経常JVとしての実績がなければ、単体実績を認める	該当工事全部を認める	実績として認めない	対象としない	実績として認めない	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	実績として認めない	元請工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者や現場代理人としての実績を認める。ただし施工実績及び工事成績は同一人のものとする	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	実績として認めない
	経常JV	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の取り扱いとして対象とする		全構成員が同じである経常JVでの実績を認める	全構成員が同じである経常JVでの工事全部を対象とする	全構成員が同じである経常JVでの実績を認める	実績として認めない	実績として認めない	全構成員が同じである経常JVでの実績を認める	元請工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者や現場代理人としての実績を認める。ただし施工実績及び工事成績は同一人のものとする	実績として認めない	実績として認めない	全構成員が同じである経常JVでの実績を認める
	特定JV	（注2参照）		実績として認めない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	元請工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者や現場代理人としての実績を認める。ただし施工実績及び工事成績は同一人のものとする	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない

注1）本件工事に、単体で入札参加する場合は「今回入札」欄で「単体」を、経常共同企業体で入札する場合は「経常JV」を選びます。「入札参加資格」や「総合評価項目」の列と、過去の実績が単体としてのものである場合は「単体」の行、特定JVでの実績なら「特定JV」の行がクロスする部分に、実績等の取扱いが記載されています。

注2）経常JVは、全ての構成員が同じもののみ同一の企業体として扱いますので、入札参加資格でも過去の施工実績は同一と見なせる企業体での実績が原則です。ただし、そうした工事実績がない場合には、過去の特定及び経常JVでの実績を単体実績扱いとして入札参加資格を審査します。